

作家でマルチタレントのいちせいこうさんが被災八年目の福島県を訪ねて、さまざまな人に会い、話を聞くという企画。今回は福島市内にある奥州三名湯のひとつ、飯坂温泉を拠点に、音楽で地域振興を続けている安斎忠幸さん(右)に会いました。

四月末、福島県の野山が最も美しく輝く。福島市の郊外にある飯坂温泉では、「花ももの里まつり」が開かれていた。丘の上に赤、ピンク、白などの花が付いた三百本の花が咲き誇り、観光客が写真

一の心意気



日本のポップ音楽の草分けであるいちせいさんは、そんな光景を見て「そっか、音楽が福島役に立っているんだね」と感慨深げだった。福島の名産であるモモ、ブドウ、カキといった果物は原発事故で大ダメージを受けた。「放射能汚染を恐れて、一歩にお客さんが離れていきま

ることはなくなった。顧客数も事故前の水準に戻りつつあるという。「元気がなきやダメだと思

って、音楽にも力を入れた。そうしたら、だんだんと音楽と農業がリンクし始めた。イベント会場で、その日収穫した野菜や果物の直売もやった。これが面白くて大評判になりました」

ラムンの生みの親として知られる円谷英二監督の古里・須賀川市にウルトラヒーローが集結するイベント「ウルトラファミリー大集合」が今年20回目を迎えたのを記念し、日本郵便東北支社はオリジナルフレーム切手写真を作成した。福島県内の郵便局415局で販売している。



同社はウルトラマンと須賀川市にちなんだ特別切手を毎年作っており、今年で4回目。ウルトラヒーローをデザインした62円切手10枚で1400円

(税込み)。2000シート限定。問い合わせは日本郵便東北支社☎022(267)7666へ。

ここでは取材上の記者倫理として①隠しどり②取材源の秘匿③「ワークロタクシ」の外部提供④公益通報と記者活動の関係性が関係してくる。共通のキーワードは「取材先との信頼関係」だ。記者

それゆえに、取材源は絶対に守り抜くことが最高位の記者倫理といわれている。同様に「ワークロタクシ」と呼ばれる取材上で得た情報や生成物、たとえば取材メモや録音テープ、テレビ画における映

像テープ・データも、取材源を守るために絶対に保護しなければならないもの、とされている。同時にこれらは、報道目的として取材上得られたものであって、報道目的外で第三者に提供する行為は、信義則違反で三重に許されない

同様に隠し録音についても、たとえばオフログ取材は「オフ・ザ・レコード」の略で、まさに記録しないの意味だ。実際は、直接には報道しないことを前提とした参考情

況がある。ただ取材態様が公共性・公益性に担っているかにもよるが、信頼関係を越える公表の意義があると思えば、いかなる場合も報じるべきであろうし、逆に、取材先を保護すべき時には、たとえ相手が公権力であっても体を張ってたとえは収監されることがあっても守り抜く必要がある。

今回の事例は、そもそも取材活動の一環ではなく自身の身を守るための必要な手段として

ただ決断した場合、その方法として自社以外の媒体を活用することも、場合によっては許容されるべきだろう。(毎日第2火曜日に掲載)

財務省セクハラ疑惑に関連し、当事者が記者であったことから、無断録音が許されるのか、音源を週刊誌に勝手に渡してよいのか、などが問われることになり、所属先のテレビ朝日が記者会見の席上、「取材活動で得た情報が第三者に渡ったことは、報道機関として不適切で遺憾だとし、産経新聞・読売新聞などが同様の指摘をした。

本人と取材先個人もしくは取材先の組織、さらには記者のみならず所属元の報道機関、さらには報道界全体との間で信頼関係が壊れると、その後の取材ができなくなり、事実上の取材の自由が失われ、それは読者・視聴者の知る権利に支えられなくなる、ということになる。

きている。また、放送局のテレビファイルは、警察・検察・裁判所でも提出命令や差し押さえ、押収が一般化している。同時にこれらは、報道目的として取材上得られたものであって、報道目的外で第三者に提供する行為は、信義則違反で三重に許されない

最後のよりどころは、この

報の提供を受けるための取材で、より本音ベースの話聞くために録音をしないことがルール化している。一方で報道に備えて逮捕前の容疑者の姿をこっそり撮影する実態もある。

見張り塔から

メディアの今



専修大教授・山田健太さん

取材源の秘匿

倫理上の最高規範だが

るように強制されることがあり、その都度、問題となってきました。法廷での証言については民事裁判ではよやく裁判所も職業上の秘密を守るという観点から保護を原則として認めるようになってきたが、刑事裁判で認めない判例が生

1981.2 朝日新聞記者が建設会社の談合を取材する際、会場に盗聴器を取り付け退社処分

- 1989.10 TBSがオウム真理教に対し、坂本堤弁護士取材テープを見せ、その事実を隠蔽(いんべい)
- 1990.7.9 最高裁は、TBSビデオテープ差し押さえ事件で警察のマザーテープの差し押さえ押収を適法と判断
- 2004.8 朝日新聞記者が私立医大の補助金流用問題で、録音しないとの約束しながら無断録音し、その音源を別の取材先に提供していたことが判明し退社処分
- 2005.1 NHKの番組改変問題をめぐる取材で朝日新聞が隠し録音をしていたのはいかどとして政府が問題視
- 2006.10 最高裁はNHK記者の証言拒否事件で民事事件での証言拒否を原則認める判断

取材倫理を巡るトピック

- 1952.8.6 最高裁は、朝日新聞記者の証言拒否事件で刑事事件法廷での証言拒否を認めず
- 1969.11.26 最高裁は、博多駅テレビフィルム提出命令事件で放送局に未放映フィルムを提出を命令
- 1970.3 朝日新聞記者がアルコール依存症を装って精神科病院に潜入入院した結果を「ルポ精神病棟」として紙面に発表
- 1973.12 鎌田薫氏が期間工として働いた体験を基にして書いた「自動車絶望工場〜ある季節の日記」発表
- 1980.3.6 最高裁は、北海道新聞記者の証言拒否事件で民事事件法廷での証言拒否を事実上認める